

2023年4月4日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都港区愛宕二丁目5番1号
愛宕グリーンヒルズ MORI タワー 38階
株式会社ナレッジスイート
代表取締役社長 飯岡 晃樹

当社は、BBD イニシアティブ株式会社（以下「BBDI」といいます。）との間で2023年4月3日に吸収分割契約を締結し、当社を吸収分割株式会社、BBDIを吸収分割承継株式会社とする会社分割により、当社の有する株式の一部をBBDIに承継させることといたしました(以下、「本分割」といいます。)。つきましては会社法(以下、「法」といいます。)第782条第1項及び会社法施行規則第183条の規定に従い、下記のとおり吸収分割契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

記

1. 吸収分割契約の内容に関する事項

別添資料1のとおりです。

2. 法第758条第4号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

当社はBBDIの100%子会社であるため、本分割に際して、BBDIは当社に対して、株式、金銭その他の財産の交付をいたしません。

3. 吸収分割承継株式会社についての事項

(1) 吸収分割承継株式会社の最終事業年度に係る貸借対照表

該当事項はありません。

(2) 吸収分割承継株式会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継株式会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の

負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

4. 吸収分割株式会社について、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項ありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

本分割を行うに際し、本分割の効力発生日以降における当社の債務及び吸収分割承継株

式会社に本分割により承継させる債務はございません。

以上

吸収分割契約書

BBDイニシアティブ株式会社（以下「甲」という。）と、ナレッジスイート株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の株式管理事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務の一部を甲に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 分割の形式等

1. 乙は、吸収分割の方法により、乙の本件事業に関して乙が有する第3条（承継する資産）に定める資産を甲に承継させ、甲はこれを承継する。
2. 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。
 - (1) 吸収分割承継会社（甲）
商号：BBDイニシアティブ株式会社
住所：東京都港区愛宕二丁目5番1号グリーンヒルズMORIタワー38階
 - (2) 吸収分割会社（乙）
商号：ナレッジスイート株式会社
住所：東京都港区愛宕二丁目5番1号グリーンヒルズMORIタワー38階

第2条 効力発生日

本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年6月1日とする。但し、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第3条 承継する資産

1. 甲は、本件吸収分割により、乙から次に掲げる資産を承継する。
 - (1) 株式会社アーキテクトコアの普通株式60株
 - (2) ネットビジネスサポート株式会社の普通株式300株
 - (3) ブーストマーケティング株式会社の普通株式900株
2. 乙は、甲が承継する資産の移転のために、登記、登録、通知、承諾、その他一切の手続を必要とするものまたはこれらを対抗要件とするものについて、甲乙協議のうえ、必要に応じて、甲に協力してその手続を行う。
3. 甲は、本件吸収分割により、本件事業に関する債務、第1項記載の会社における従業員との雇用契約及びこれに付随する権利義務を一切承継しない。

第4条 分割に際して交付する金銭等

甲は、本件吸収分割に際して、乙に対して株式、金銭その他の財産の交付を行わない。

第5条 甲の資本金及び準備金等

本件吸収分割による甲における資本金及び準備金は変動しない。

第6条 分割承認

甲及び乙は、効力発生日までに、本契約書の承認及び分割に必要な事項に関する決議を得るものとする。

第7条 善管注意義務

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

第8条 競業禁止

乙は、本件吸収分割に関して、競業禁止義務を負わない。

第9条 分割条件の変更及び分割契約の解除

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産または経営状態に重大な変更が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、分割条件を変更または本契約を解除することができる。

第10条 本契約の効力

本契約は、甲または乙における本契約の承認、または本契約について必要な法令に基づく関係官庁等の承認や許認可等が得られなかった場合は、その効力を失う。

第11条 本契約に定めのない事項

本契約書に定める事項のほか、本件吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議のうえ定める。

本契約締結の証として本書の電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2023年4月3日

甲 東京都港区愛宕二丁目5番1号
BBDイニシアティブ株式会社
代表取締役 稲葉 雄一
乙 東京都港区愛宕二丁目5番1号
ナレッジスイート株式会社
代表取締役 稲葉 雄一